

## 県域無料Wi-Fi事業を実施する電気通信等関係事業者の指定に関する規程

### (目的)

第1条 この規程は、滋賀県県域無料Wi-Fi統一仕様（以下「統一仕様」という。）のもとで整備促進を図る県域無料Wi-Fi事業の利便性向上と安全性の確保に資するため、県域無料Wi-Fiへの接続サービスを行おうとする電気通信等関係事業者に対して滋賀県無料Wi-Fi整備促進協議会（以下、「協議会」という。）が行う指定にかかる必要事項について定めるものとする。

### (適格要件)

第2条 県域無料Wi-Fi事業を実施する電気通信等関係事業者として協議会の指定を受けようとする者は、次の各号のいずれの要件にも該当する者でなければならない。

- (1) 協議会の会員であること。
- (2) 提供する無料Wi-Fiへの接続サービスが「統一仕様」に定める基準を満たすこと。

### (申請)

第3条 協議会の指定を受けようとする電気通信等関係事業者は、県域無料Wi-Fi事業を実施する電気通信等関係事業者指定申請書（別記様式第1号）に、次の各号に掲げる書類を添付して協議会に提出するものとする。

- (1) 実施する県域無料Wi-Fi事業の説明資料
- (2) 誓約書（別記様式第2号）

### (指定)

第4条 協議会は、第3条の申請書を審査し、適切であると認められる電気通信等関係事業者に県域無料Wi-Fi事業を実施する電気通信等関係事業者指定書（別記様式第3号）を交付することにより指定をするものとする。

- 2 前項の指定を受けた電気通信等関係事業者（以下「指定事業者」という。）は、県域無料Wi-Fi事業を実施することができる。

### (APの設置)

第5条 指定事業者は、アクセスポイント（以下「AP」という。）の設置を普及するよう努めるものとする。

2 指定事業者は、APの情報に関する公表について、エリアオーナー（AP設置場所の提供者をいう）に確認を受けるものとする。

（AP設置状況届）

第6条 指定事業者は、APを設置または撤去したときは、遅滞なく、APの設置状況届出書（別記様式第4号）を協議会に提出するものとする。

（遵守事項）

第7条 指定事業者は、別記に掲げる事項を遵守しなければならない。

（異動届）

第8条 指定事業者は、次の各号のいずれかの事由に該当したときは、速やかに異動届出書（様式第5号）を協議会に提出するものとする。

- （1）名称または氏名を変更したとき
- （2）代表者に異動があったとき
- （3）所在地を移転したとき
- （4）担当者に異動があったとき
- （5）連絡先に変更があったとき

（指定辞退）

第9条 指定事業者は、第2条に規定する要件を欠くに至ったときまたは指定事業者としての営業を廃止しようとするときは、協議会に指定辞退届出書（様式第6号）を提出するものとする。

（その他）

第10条 この規程に定めるもののほか、県域無料Wi-Fi事業を実施する電気通信等関係事業者の指定に関し必要な事項は、会長が定めるところによる。

付 則

この規程は、平成27年12月21日から施行する。

様式第1号（第3条関係）

## 県域無料Wi-Fi事業を実施する電気通信等関係事業者指定申請書

平成 年 月 日

(あて先)

滋賀県無料Wi-Fi整備促進協議会会長

県域無料Wi-Fi事業を実施する電気通信等関係事業者の指定等に関する規程第4条第2項に規定する指定事業者としての指定を受けたいので申請します。

ふりがな		
名称または氏名 <small>(団体の場合)</small>	印 <small>(団体の場合押印不要)</small>	
ふりがな		
代表者 職・氏名 <small>(団体の場合に記入・押印)</small>	印	
所在地	〒 —	
担当者	職・氏名	
	電話番号	
	fax. 番号	
	e-mail	
	所在地 <small>(上記と異なる場合)</small>	

## 誓 約 書

このたび、県域無料Wi-Fi事業を実施する電気通信等関係事業者の指定等に関する規程第3条に規定する申請を行うにあたり、無料Wi-Fi事業に関する法令および協議会に関する規程を遵守することを誓約します。

平成 年 月 日

所在地

---

名称または氏名  
(団体の場合)

㊞

(団体の場合押印不要)

代表者職・氏名  
(団体の場合記入・押印)

㊞

県域無料Wi-Fi事業を実施する電気通信等関係事業者指定書

滋賀県無料Wi-Fi整備促進協議会

会長 三日月 大造

次の者を、県域無料Wi-Fi事業を実施する電気通信等関係事業者の指定等に関する規程  
第4条第2項に規定する指定事業者として指定します。

指定番号	
ふりがな	
名称または氏名 <small>(団体の場合)</small>	
ふりがな	
代表者 職・氏名 <small>(団体の場合に記入・押印)</small>	
所在地	〒      ー

県域無料Wi-Fiアクセスポイント設置状況届出書

指定番号:第 号 氏名または名称: \_\_\_\_\_

( 1 / )

No.	設置日	施設の カテゴリ *1	施設の名称	ひとこと紹介(20 文字以内・任意)	施設のURL (任意)	施設写真 *2 (任意)	エリアオーナー 氏名or名称	エリアオーナー 連絡先電話番号	所在地	位置情報(世界測地系)		備考 *3
										緯度	経度	
1												
2												
3												
4												
5												
6												
7												
8												
9												
10												

アクセスポイントごとに記載するものとし、1施設に複数のアクセスポイントを設置する場合、それぞれ別の行に記載して下さい。

\*1「施設のカテゴリ」欄は、「グルメ、ショッピング、観光スポット、ホテル・旅館、交通施設、公共施設、商店街、その他」から選択して下さい。

\*2「施設写真」欄は、別途添付いただく画像ファイル名を1件につき1つだけ記載して下さい。ファイル名は届出書提出者ごとに重ならないように命名して下さい。

\*3「備考」欄は、特記事項、記載事項の変更・アクセスポイントの撤去の場合の日付を記載して下さい。撤去・変更の場合、記載事項は見え消しにして下さい。

## 異動届出書

平成 年 月 日


（あて先）

滋賀県無料Wi-Fi整備促進協議会会長

県域無料Wi-Fi事業を実施する電気通信等関係事業者の指定等に関する規程第7条に規定する事由が生じたので届出ます。

\* 「指定番号」および「名称または氏名」については必ず記入してください。

また、「名称または氏名」の変更があった場合、この欄には変更前をご記入ください。

指定番号	
ふりがな	
名称または氏名 <small>（団体の場合）</small>	 <small>（団体の場合押印不要）</small>

\*\*以下は異動のあった事項のみ記入してください。

ふりがな		
名称または氏名 <small>（団体の場合）</small>	 <small>（団体の場合押印不要）</small>	
ふりがな		
代表者 職・氏名 <small>（団体の場合に記入・押印）</small>		
所在地	〒      ー	
担当者	職・氏名	
	電話番号	
	fax. 番号	
	e-mail	
	所在地 <small>（上記と異なる場合）</small>	

指定辞退届出書

平成 年 月 日

(あて先)

滋賀県無料Wi-Fi整備促進協議会会長

県域無料Wi-Fi事業を実施する電気通信等関係事業者としての指定を辞退します。

指定番号		
ふりがな		
名称または氏名 <small>(団体の場合)</small>	㊟ <small>(団体の場合押印不要)</small>	
ふりがな		
代表者 職・氏名 <small>(団体の場合に記入・押印)</small>	㊟	
所在地	〒 ー	
担当者	職・氏名	
	電話番号	
	fax. 番号	
	e-mail	
	所在地 <small>(上記と異なる場合)</small>	
辞退理由		



## 指定事業者の遵守事項

### 1 APの設置および管理について

- (1) 指定事業者は、統一仕様に定めるシンボルマークのステッカー等を、第6条のAP設置状況報告に基づいて、協議会から必要な数量を受領し、会員であるエリアオーナーに対して必要数量交付すること。
- (2) 前項のステッカー等は、県域無料Wi-Fiの利用者に対してAPの設置を明示する以外の用途にみだりに使用したり、第三者に譲渡したりすることのないよう、交付する際にエリアオーナーに対して説明すること。
- (3) 指定事業者は、公序良俗に反する営業を行う施設にAPを設置しないこと。
- (4) 指定事業者は、設置したAPが適正に通信が行えるよう、APの維持管理についてエリアオーナーに対して必要な支援をすること。
- (5) 指定事業者は、APを撤去したときまたはAPが故障等により使用不可能となったときには、シンボルマークのステッカー等を撤去しなければならない旨を、あらかじめエリアオーナーに対し説明すること。

### 2 エリアオーナーへの情報提供について

- (1) 指定事業者は、県域無料Wi-Fiのより効果的な利用方法について、エリアオーナーに提案するよう努めること。
- (2) 指定事業者は、必要に応じて、協議会の発信する情報をエリアオーナーに伝達するよう努めること。

### 3 協議会への情報提供について

指定事業者は、協議会の効果的な運営のため、指定事業者が実施する県域無料Wi-Fiにかかる事業に関する情報を協議会に提供するよう努めること。

### 4 その他

指定事業者は、その実施する無料Wi-Fi事業に係る法令および協議会に関する規程を遵守すること。